

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 26 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 21 号

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例(平成 25 年川西市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 12 月 29 日から施行する。